

筑前國續風土記 卷之十七目錄

宗像郡下

孔大寺山 田島一切經井石佛 吉田村鎮國寺京道

岩窟不動 興福寺 吉富八所大明神

許斐山神社 上八村承福寺 內殿村神社

山田村增福院 織幡神社 佐屋形山

鐘御崎 神湊勝島 宗像山

大穗村不燒寺崇聖寺 有千潟 須多田

手光村長谷寺 西郷 宮地村

勝浦桂湯 海中道 江口村五月濱

名兒山 牟田尻 縫殿大明神

野坂 太平山 依嶽

疇町 本木 舍利倉村

叢生浦 渡村鼓島楯崎牧山 太禮村

德重村 石丸村 平等寺村

地島

筑前國續風土記 卷之十七

貝原篤信選定

貝原好古編錄

竹田定直校正

宗像郡下

○孔大寺山

池田村に屬せり。宗像山の北につゞけり。高山也。山の八分上に、孔大寺權現の社有。池田村より十町許有。是和州吉野の藏王權現と一神也と云。其鎮座の初知れず。昔延暦年中、遠賀郡内浦村にて、祭田卅町を孔大寺權現に寄附せらる。其祭田は宗像大宮司つかさどる。證文有。山の頂に大穴有故、孔大寺の號有。孔は穴とよむ。宗像縁起に、昔は彼穴口に高棚を構へ、上に未嫁女を生贄とせしに、神出で白馬の形を現じ、或は大蛇の形を顯はして、其女を食せしと云。いぶかし。若然らば古狸豺狼のわざか。

妖魅の類成るべし。正神とすべからず。古へ邊鄙の民俗愚昧にして、かゝる人を取り喰ふ邪神をも、あがめ尊びしなるべし。但俗人は神威をいかめしく云んとて、却て神に凶邪を誣る事有。此説信じがたし。左傳に、人をいけにへとする事をそしりて、司馬子魚曰、祭祀以爲人^レ也。民者神之主也。用^レ人其誰享^レ之と云り。正神ならばかく人を用べからず。若邪神ならば祭るべからず。此山に銀杏木有。周り五圍有。世に類稀なる大木也。たるみのはたとて、昔道有。たるみに越道也。又池田村の内に千疋原と云所有。原の長さ十二三町、横四五町有。村民の説に、昔孔大寺山より惡風吹て、此所にて往來の牛馬千疋死したりと云。民俗の説、其實否辨するにたらず。

○田 島 一切經并石佛

平重盛公唐へ金三千兩を渡して、育^い王^{わう}山^{さん}へ田地を寄附せられしかば、重盛公歿後に、唐土より其追福として、大藏經及石佛を渡せり。其船宗像郡江口に着

けるが。此時既に平家亡て、源氏の世と成り、其贈物を請べき人なかりしかば、唐土の人此由を聞、都へは上らず、藏經石佛を此社に納て、石碑を近き山に建て歸る。又此社に色定法師が自一筆にて書し藏經も一部有。すべて二部有しかば、唐土より渡りし藏經は、慶長年中、國主長政公より日光山東照宮權現へ奉納し給ふ。其内一冊如何して取殘しけん。今猶田島に在。石佛は元は學頭屋敷の岩屋の内に在しが、是も寛文二年に本社の側に移せり。長四尺八寸、横二尺五寸、厚さ九寸有。製作巧妙也。色定法師がかける藏經一部は、彼唐より來りし藏經を元本として、一筆にて書寫せし本也。色定は田島の座主宣祐が子也。平治の年誕生、字を良祐と云。聖福寺開山千光國師法弟也。早く釋門に入て、博く群籍に渉る。一日法華四功德の文を誦て、始て藏經一筆書寫の大願を興し、是により入宋し本邦に歸り。宗像田島に來り、大宮司氏國に對し、弘く瞿曇の立教を演べ、誘

くに寫經の功德を以す。爰において氏國歸依の志を發し、資財をすて、良祐をして藏經を書しむ。板屋を神廟の側に營み、書寫爰に初まれり。起居動靜書をことゝし暫くも墨筆を放さず。道を行にも机を首にかけて書寫しけるとかや。色定法師廿九歳、文治三年四月十一日、始て筆をおこし、嘉祿二年に至て其功終る。其間四十一年、經卷の末に年と名を記す有。建曆三年書寫比丘榮祐法師書、又建久六年一切經一筆行人比丘良祐と書し、或は文治三年僧良祐と書す。此外は色定と書り。名を出ざる卷も多し。紙をつぎし糊のりは製法を入宋の時習ひ來り、今に至てつぎめ離れず。此經元は五千四十八卷有。盡多し。又中頃やけて今は四千六百卷となれり。此藏經今も神廟の西の側、別屋に在て神寶のことし。色定自我が木像を刻み置しも今に在。仁治二年圓寂す。年八十三、其墓は田島村興聖禪寺に在。白塔と云。横岳山崇福寺の末寺也。然共興聖寺は色定が住せし寺には

非ず。其後開基せし時、墓は寺の境内となる。○或曰、色定法師入宋せし時は安覺と云。歸郷の後名を改めて榮祐或は色定といふ。宗朝羅大經が作りし鶴林玉露曰、余少年時。於鐘陸_ニ遊_ニ近日本國一僧名安覺。自言離_ニ其國_ニ已十年。欲_テ盡記_ニ一部藏經_ニ乃歸_上。此時已記_ニ藏經一半_ニ矣。すなはち是色定が事なりといふ。今案するに、皇鑑法師一名安覺、文永二年、鎮國寺四方近邊の殺生を禁せん事を朝廷にこふ。詔ありてゆるさる。良祐が死せし仁治二年より文永二年まで二十五年なり。然れば鶴林玉露に記せし安覺と色定とは別人なり。同人にあらず。年月へたゞれり。色定は先輩なり。安覺は後輩なり。色定は入宋して歸りて後藏經をうつす。安覺は宋にて羅大經にあひし時、藏經を半そらに誦す。名も時もそのなせるわざも同じからず。同人にあらざる事うたがひなし。

或人の説是とすべからず。

羅大經が鶴林玉露に、安覺が事を書しは、宋淳祐十二年なり。

我朝建長四年にあたり。色定藏經を書初し文治三年は、六十六年以前の事なり。色定入宋せしは猶其前の事なれば、羅大經が遇し安

覺にあらざる事もとより明けし。又皇鑑法師鎮國寺四方の殺生を禁
ぜん事を請し文永二年は、建長四年より十四年後の事なり。大經少
年の日に安覺に邂逅すとあれば、皇鑑が
年紀少わかきに似たり。是又いふかし。

○吉田村 鎮國寺 京道

吉田村の鎮國寺は屏風山と號す。真言宗也。田島の
本社より山下の橋迄五町半、山下の橋より寺迄二町
許有。龜山院弘長年中、僧皇鑑是を開基す。境地を
ば領主宗像大宮司長氏ほどこして堂舎を立、五社の
本地の佛像を安置し、鎮護國家の道場とす。故に鎮
國寺と云。皇鑑より仁秀法印迄廿八世にて座主絶ぬ。
其後山伏住す。慶安三年、昌傳と云僧來て住持す。

山州仁和寺の末寺と成る。五社の本尊とは大日、宗像第一

宮の本地。釋迦、第二宮の藥師、第三宮の此三佛弘法大師の

作といふ。阿彌陀、許斐山權現の本地、是觀音、織幡大明

是は傳教大師の作と云。右の五佛何も大成る木像也。其製作の精

巧なる事、畿内諸州にも稀に有也。前國主忠之公、
五佛の臺を五座作らしめて寄附し給ふ。此五佛鎮國
寺の本尊也。凡本地垂跡と云るは、浮屠より云出せ

る事にして、神道に云る事にあらず。聊其云傳ふる事の由を記すのみ。又此寺に太政官符有。文永二年と書り。且大宮司寄進狀一通有。金胎兩部の曼陀羅二幅有。唐筆にてうるはし。大般若經一部有。五佛堂には鰐口鉦鉢有。五佛堂は昔より國主の造修これ有。昔は此等繁榮して、寺領も多く附たりといへ共、近代は寺領も絶て衰侍る。子院も多かりし連、其趾多し。今は絶て花藏院と云一坊のみ残れり。近き比花藏院に、右に云し昌傳が弟清算と云僧住せり。始は高野山に住せしが、此國に來て住する事、四十年に及べり。然るに貞享元年三月廿一日より五穀を絶て木食し、同四年三月十五日より斷食し、廿一日に六拾七にて入定して死す。希世の事なれば、四方より來見るもの多かりしとかや。則花藏院の後なる山上に葬る。吉田村の前に道有。京道と云傳ふ。是より垂水内浦へ越す。昔京へ上り行大道成しよしいへり。

○岩窟不動

鎮國寺の二町、奥山の傍に石窟有。其中に石體の不動有。其長さ三尺六寸有。何の時より開侍るにや詳ならず。岩に文字を刻めり。古くして見えす。今も遠近の人詣て來る者多し。正月廿八日、六月廿八日の祭には參詣する人甚多し。商人四方より來りつどひ、市をなし侍る。是又吉田村の境内也。田島に近き故、誤りて田島の不動と云。是鎮國寺の本尊にはあらず。

○興 聖 寺

田島に在。延慶元年開基せり。開山大應國師の弟子、即山和尚也。宗像氏俊の時なり。氏俊より寺領を寄附せり。近代寺領は無し。門前に子院四つ有。此寺多々良顯孝寺抔と同列にて、當昔名刹のよしいへり。今崇福寺の末寺となる。

○吉富村八所大明神

惶根尊かしこねのを正殿とす。泥土うひぢ煮尊にの以下の七神を以相殿とす。すべて八神也。縁起有。赤間の邊すべて十村の

土地神也。昔は御旅所に神幸有。今はしからず。

○許斐山神社このみ

王丸村の上を許斐山と云。山上に許斐權現の社有り。九月十九日祭有。文徳天皇天安元年、熊野權現を勸請すと、宗像縁起に見えたり。宗像大宮司有し時は、此社にも田島の神輿渡御有て、祭儀有。此山上に人の見ざる池有。大岩にて登る事ならず。山の九分に在。田島の社に神事有時は、今も許斐の社人鐘崎の社人來て、神樂を勤む。兩所共に古來宗像の社の神樂の役人也。許斐には今社人十人有。鐘崎には社人一人有。

○上八村かうしやう

承福寺

上八の訓いぶかし、若は上入と書しを、あやまりて八の字かくにや。

山號安廷山、開山月潭、或は號月菴。此寺に大宮司の墓五六有。氏貞をも此寺に葬る。今も墓有。土民は此墓所を御塔と云。氏貞の影像並位牌有。氏貞を即心院と號す。又此寺に兒殿の墓と土民の稱する墓有。氏貞の子を葬りしと云。此寺に如水公より田地を寄

附し給ふ。今にしかり。又如水公より此寺の後の山林を寄附し給ふ證文有。故に其後代々の國主も、證文をあたへ給ふ。此寺佳境也。此村民彦三郎富人也。延寶年中の凶年には、財を出して貧民を救ふ。國主も感賞し給ふ。禪僧芳長老が父の宅も此所に在。對馬に行て朝鮮と書簡の贈答せし名緇也。

○内殿村神社

十社王子大明神有。國常立尊、くにとこたちのおほなむらひの大己貴尊、おほなむらひのかんみむすひの神皇魂尊、正哉吾勝尊、國狹槌尊、くにさつちの伊弉册尊、瓊々杵尊此外三神は神名詳ならずと云。又猿王子有。是猿田彦なりと云。九月十八日祭禮有。

○山田村 増福院

増福院に昔より毘沙門有。又近世宗像大宮司正氏の後室、並其女氏、男の妻の墓有。母子の墓一也。又其侍女四人の墓も有。皆大宮司の臣の爲に殺さる。後室の怨靈たゞり有に依て、地藏菩薩とあがめ、像を作り、寺を立て安置す。其因縁を尋るに、後室の居宅は山田

村増福院の下に在。則大宮司の別院なり。是より先宗像大宮司氏佐大内家に屬し、周防山口に出勤せし時、長門の深川黒川兩庄を給はり。黒川に宅を構へて居住す。黒川氏と稱す。氏佐の子刑部少輔正氏も、黒川に三年住せし時、陶尾張守晴賢入道全姜が姪女をめとりて二人の子を生。兄は鍋壽丸と號す。其次は女子也。正氏本妻は宗像山田に在。女子一人をうめり。名は菊姫と云。正氏は家族氏續が嫡子權頭氏光を養子智として、菊姫をめあはせ、家をゆづり隱居し、山田に住し、名を隆尙と改む。天文十六年四十八歳にて病死す。上八村承福寺に葬る。氏光は名を改て氏男と號す。氏男も又大内氏に隨ひ、防州に行動けるが、天文廿年九月、陶全姜主君大内義隆に叛逆す。義隆其亂をさけて、長州深川大寧寺に落行自殺せられ。後にて氏男敵を防けるが叶はず。義隆の跡を慕ひ行けるを、敵追かけければ氷の上と云所にて戦死す。生年廿三とかや。其後全姜のはからひに

て、正氏黒川にてまうけし陶が姪の産し子、鍋壽丸を四郎氏貞と號し、正氏が家督とし、大宮司にせん迎、天文廿年九月十二日、宗像へ下し、白山の城に入る。時に歳七歳。然るに宗像家臣共同心せずしていはく、氏貞は正氏の子と云へ共、本妻の子に非ず。氏男の弟千代松殿有。是を氏男の養子とし、家督とすべし。然共當年三歳幼稚なれば、先菊姫に一族の内然るべき人を聲に取て、社職をつがすべし。氏貞を下しまいらせらるゝ事、一應家人へも其示は有べきに、さはなくて押て白山へ入城せしむる事、陶殿のひがごと也。是氏貞の家人、寺内治部丞が我意をふるまふ故成りと評定し、氏貞を立んとせず。又千代松が父前大宮司氏續も、我子千代松を立んことを悦んで其議に同ず。又陶が命を恐れて氏貞を立んと云者も多くして、家中二に分れあらそふ。陶全姜是を聞て、寺内治部丞に云付、先氏續及千代松を殺さしむ。其事は鞍手郡山口村圓通院の所に詳に記す。其後又陶が下知にて、正氏

が後室並其息女の菊姫を殺し、氏貞を彌立べしとて、宗像の臣、石松又兵衛尙秀に云付、野中勘解由、嶺立蕃を遣し、後室並菊姫を殺さしむ。一説に、氏貞の母に、山田の後室を讒せしもの有しを信じて、我が母子に害あらん事を恐れて、石松に云付て、野中嶺をして殺さしむと云。天文廿一

年三月廿三日の夜、勘解由、立蕃、山田村後室の宅に行、先菊姫の局に忍び入。折節菊姫は今夜の月を拜まんとして、行水し髪を洗ひて、後端近く出て居たりしを切ころす。十八歳とぞ聞えし。二人は夫より後室の居られし奥の間に走り行、後室を殺さんとせしが、さすが其氣色に恐れ、暫しためろふ二人の者を白眼て、汝等科なき主人を殺す事、此恨汝等の子孫迄盡すまじ。我は女なれ共、汝等が手には懸るまじとて、守刀をぬきて自害せり。其たけき有様、見る人恐ろしく、目をおどろかせり。後室に仕へし小少將、三日月、小夜と云し三人の女房も、なきかなしみ、二人に取つきこぶしを以て打しを、三人共に皆さし殺す。花の尾と云局の女房、後室の刀を取て自

害す。斯て母子の死骸を一に集め、宅の後の山の岩の下に同穴に埋む。其時死せし女房四人をも、墓の側に埋む。其翌年、天文廿二年三月十八日、嶺立蕃、鞍手郡蒲生田觀音に詣けるが歸るさに、女二人忽出來るを見れば、かの後室と花の尾の局なりしが、即時に消て見えす。立蕃足ふるひ、手わなゝさけるが、やうくにして歸り、苦しげなる息をつき、胸いたや、刀にて差通さるゝが如しと呼はりて、頓て死せり。是後室 崇をなせる初め也。其後立蕃の妻子兄弟數人、同時に皆病を受て、立蕃の如く成しが、同月廿三日迄に皆死失たり。野中勘解由是を聞て、大さに恐れ、祈禱をしけるが、或夜後室と花の尾の局、夢に見えて、其憤りを述て、勘解由を責る事甚し。夢覺めて、大汗かひて肢體なえて、翌日病におかされて死す。其後七日の内頓病にて七人死す。此後は諸人恐怖甚し。氏貞及其母恐れをなして、様々に祈り祭りて、たゞりをまぬがれん事をこふ。永祿二年

の春、氏貞の妹十三歳、俄に狂氣起りて、我は正氏の妻成りと云て、目をいからし氣色おそろしくて、其母を責わたりて、我と我子を殺したることをいかりうらみ、母の咽にくひ付けるを、傍に在し者共、あまた立寄て引直す。其外後室にあだをなしたる家人共を責いかる。今日恨を報せんといかり責む。はたして其日多く頓死す。氏貞の妹狂亂止ずして死す。

一説に、氏貞の妹名は菊と云。狂病いえて、元徳二年、立花鑑連の室と成、立花の城に嫁す。

氏貞の母のん

どの疵はいえしが、後に他病を受て死せり。後室を殺せし評議に加りし家人共、追々に皆頓病を受て死す。氏貞恐れて、正氏の後室の靈を、田島の村中に社を立、氏八幡と號して祭る。又山田村増福院に後室母子の爲、祭田を寄附して香花を備ふ。彼あだをなせし者の子孫迄、其怨靈のたゞりやむ事なし。天正十四年、氏貞死去の後、氏貞の後室、其息女に祟あらん事を恐れ、正氏の後室並息女及侍女四人を、地藏菩薩とあがめ、山田村の増福院に右六人の爲に、

六體の地藏を安置し、又祭田を寄附す。小早川秀秋の時、増福院寄附の田地を皆沒收せらる。篤信昔年或人の求に依て、彼祭田の記をかきて與ふ。一説、正氏の後室及菊姫を殺せしは、石松又兵衛尙秀なりと云。是宗像社人及里民傳稱する所、及宗像記同追考の説也。去れ共石松氏が遠孫の家に傳ふる所、及自餘の説は石松尙秀には非ず。彼後室母子を殺せしは、野中諸兩人なりと云。石松又兵衛は永祿三年、名を但馬と改稱す。氏貞死去の後、剃髮して可久と云。其遠孫今猶多し。石松弒逆を行はば、其身及其子孫にたより有べきに、さなきを以て證とすべしといふ。石松尙秀宗像記追考に尙季とす。

○織幡神社

延喜式神名帳、筑前國宗像郡、織幡神社一座大神と有。是筑前十九神の一なり。武内大臣の神靈を祭るよし云傳へたり。中座武内大臣、西は住吉大神、東は志賀大神也。文德實錄三代實錄等の國史に、此神に位階を朝廷より贈玉ひし事多し。社ある山は、鐘崎の民家を去る事五町ばかり良の方に在。此山丸くて何方より向ひても背面なし。林木茂れり。或説に、此山を小屋形さやかたと云名所也。海上より見れば其形屋形に似たり。故に名付と云。三方は海なり。一方は外

地につゞく。山の形うるはしく、恰も玉の盤上に在
が如し。山の傍に神廟有。相傳へて曰、武内宿禰此
山佳境なるをしたひて、我死ば神靈は必此地にやす
んずべしと宣ふ。蓋し異賊襲來の災を守防がむ爲な
りとぞ。依_レ之後人此地に祠を立と云。因幡國法美郡_{はよみ}
宇倍神社も武内大臣を祭れり。大臣幡をよせて無道
を征し玉ひし國を因幡といへば、此織幡の社、武内
大臣の神靈を祭れりと云説さも有べし。武内大臣は
景行天皇の御時より以來、六代の帝に仕へて、政務
を行ひ。其壽三百廿歳、仁徳天皇の御時薨せらる。
神功皇后を助け、新羅を討給へり。此人長命の事は、
唐の書五雜俎にも記せり。宗像の年中祭祀記に曰、
正月十六日、織幡の社に踏歌有り。大宮司參詣の時。
祓川の邊にて祓有。陪從の歌有。庭火を焼て、神官六
人早韓神、榊舞有り。笛和琴等有と記せり。○社の少
下上れば、右の方に武内大臣の沓塚として石塔有。里
俗は天に登玉ふ時、沓を爰に拔給ふと云。大臣の父

母を祭れる小社、鐘崎町はづれの東に在。千世川の上也。葛原大明神と云。

○佐屋形山

藻鹽草等の書に、此國に在由記せり。織幡の神社有山を小屋形山と云。屋形によく似たり。船路近くさし出たる山なれば、後拾遺の詞書にも能叶へり。殊更うるはしき山なれば、此説よろしかるべし。一説に鐘崎の上に高さ山有。其山につゞき、子丑の方に少しひきく、屋形の様成る山二ツ重れり。是を小屋形山と云。其山の尾、艮の方海邊につゞきたるをさやの尾と云。されども是はさへの神有故に名付くと云。其上舟路より隔て、其間遠し。然ば後説は不可成べし。古歌に迫門とよめるは鐘の岬と地の島の間成べし。此迫門、兩方の出崎の間八町有。あなしの風に、迫門を東の方にのぼれば、小屋形山を右に見て過る也。後拾遺集旅の部に、

つくしより上りける道に、さやかた山と云

所を過ぐ迎、讀侍る。

右大辨通俊

夫木

あなし吹迫門の潮干に船出して

早くぞ過るさやかたの山

惟明親王

同

あなし吹さやかた山に雲晴て

月影たゝむ迫門の白波

中務

同

夜舟こぐ迫門のしほひをよそに見て

つきにぞこゆるさやかたの山

○鐘 御崎 鐘崎町

織幡神社ある山の出崎を云。昔三韓より大成つき鐘を渡せしに、此海にしづめり。故に鐘の御崎と云。

鐘の有所は織幡山の良の方、五町許沖に在。今も鐘の有所いちじるく見ゆる由、里人云り。かやうのこと異國にも有。越前國敦賀郡金ヶ崎の海に、昔朝鮮より鐘を渡せしが沈て爰に在。其故に鐘か崎と云。氣

比の海べたに在。越前國に在は逆に成て有りといふ。

萬葉七

千早振かねの御崎を過れ共

よみ人不知

我は忘れず志賀の皇神

衣笠内大臣

新古今六

白波の岩打音やひしくらん

鐘の御崎のあかつきの空

俊 頼

家集

おとに聞かねの御崎はつきもせず

なく聲ひしく渡りなりけり

正三位義重

新續古今

聞明す鐘の御崎のうき枕

夢路も波に幾夜隔てん

宗像大宮司七十一世興氏、文明五年に此鐘を上んとて、群卒を多くひきゐて、鐘崎に至り、船を多くうかべ、海人を入、大綱をかけて、舟の上より車木を以巻て是を引。然ども鐘あがらず。此時に當りて風雨甚

しく、海上震動して其變おびたゞし。諸人恐怖せざる者なし。終に取上る事あたはずして其事止ぬ。一説に、此時鐘の龍頭切て鐘少しかたぶけり。鐘は大成りと云。され共高さ大さ詳にはしれず。又長政公入國し給ひて後、慶長九年、地島に波頭をつく事となし給ふついでに、此地に來り數日とゞまり、此鐘を上んとし給ふ。先兼て織幡の前、京泊りと云所に、石を集て波頭をつかせ給ふ。是は鐘を上るに、大舟共多く取集て、爰につながん爲也。此地は暴風吹ては舟を繋ぐべき所なし。故にあらかじめかくのごとくし給ふと云。今も古ばと迎、其時の名残り。此時も鐘を上んとし給ひしに、俄に風雨烈敷して止みぬ。今も此鐘有所の上において雲あまごひをす。紙幣を海に沈むるに、其紙幣水面に暫立時は、必雨降と云。鐘の形海藻多くつきて慥に見えず。潮干に其所は見ゆと云。

鐘崎の町は昔はなし。津日の浦とて、上八村の西に

民家有。長政公入國の後、津日の浦の人家を、今の鐘崎に移さる。延喜式廿八卷にかける、筑前國驛馬を置し所を津日と云。是成哉。此事は總論に顯す。

○神 湊

昔海濱宮のあと神幸迎、神湊民家の東に在。且これより大島に船神を渡し、大島より爰につくる故に、神湊と名付しならん。町有。又此北の海中に勝島とて小島有。民家少し。昔此所の産神。津賀計志大明神の社有。祭禮九月七日。市杵島姫を勸請すと云。禪寺有。隣船寺吞海山と號す。崇福寺の末寺也。

○宗 像 山

赤馬村の上なる蘿が岳を云。境地は楞嚴寺村に屬せり。山高く林茂れり。猿多し。古老相傳へて昔神武帝日向より東征し、岡の湊に來り給ふ時、一神有て、赤馬に乗來り、此里民に下知せり。土人は是に依て、其里を赤馬と名付ると云。故に赤馬を正字とす。赤間と書は誤也。長政公入國し給ふ時は、赤馬に民

家唯四五軒有。其後民家多出來、宿驛と成、山下に楞嚴寺と云小村有。昔は寺有。今は無し。誤りて今はりうげんじと云。赤馬の北、平等寺村に平等寺の路有。其上の山を上山と云、蘿が岳と上山の間の道を石とうげと云。遠賀郡城畑へ越道也。上山と孔大寺との間の道を百合野嶺と云。遠賀の高倉へ越る道也。赤馬の十村の名、吉富、竹丸、藤原、石丸、名殘、徳重、多久、三郎丸、楞嚴寺、赤馬町也。昔は此十村すべて赤馬と稱す。

名寄

筑紫なる宗像山の西に住む

翁と君と我をこそいへ

○大 穂 村 不焼寺 崇聖寺

大道の南、狭き谷中に在。兩方は山にて、中に小川流、川を挟みて兩傍に民家多し。民家の有間、川をのぼり行事數町有。兩山間近ふして、民家の後の山にのぞみせまれり。本木村に似て、猶山間狭し。不焼寺崇聖寺は、其最奥に在て、村口よりは遠し。崇

聖寺は、偏鄙にては珍敷好寺也。佛堂奇麗也。禪寺也。此寺は許斐の城主、多賀出雲守一説、民部丞澄忠、天文年中に創立す。寺の後に小早川隆景の墓有。隆景は安藝國沼田に葬る。爰には其時の住持、其人をしたひて、印しるしを殘せる成べし。崇聖寺の上、不焼寺の觀音堂は、永享元年春三月創立せり。創立の人の姓名しれず、縁起新舊二有り、拙陋にして文理をなさず、堂は高さ所に在。堂の大きさ方四間縁共に方五間有。邊土にては珍しき壯麗なる堂也。此堂度々炎上して、觀音像も昔焼失す。不焼寺の名にあはず。今の像は京都の佛師作り。今の堂は慶安四年、先公忠之建立し給ふ。其後度々國君より修補し給へり。

○有あり 千ち 瀉がた

荒司村の北、津屋崎の間、むかしはかたなり。是を有千瀉と云。近年田と成る。其間に昔は唐坊と云宿有。又柳の宿共云。荒司村の枝村也。是昔上方へ行大道也しと云。延寶元年、唐坊の民家を悉く除きて、荒

司村に加ふ。今は宿なし。

無名

萬葉十二

有千潟ありなく覺めてゆかめども

家なる妹やいぶかしみせん

○須多田

此地に宮山迎、廻りに堀二重ほりまはし、四方に門有し址有。ひき、山也。城址の如し。昔此邊簾長者と云富人ありしと云傳ふ。其故に村の名をも簾田と云にや。

○手光村 長谷寺山號施無畏山

長谷寺に觀音あり。大和の長谷の觀音を勸請せしにや。昔は眞言宗成しが、近年は禪宗となる。手光は谷中に在て好村也。

○西郷

上下兩村有。昔は上西郷、下西郷、津丸、久末、手光、ともに五村。合三百町、すべて西郷と云り。今は五村にわかる。津丸久末の谷水も西郷に流れ出。

西郷の東に東郷の里有。相對せる也。近代西郷に河津と云士住居す。其祖を尋るに、伊豆國伊藤祐清より七代の孫、河津重貞初て當國糟屋郡尾中の庄に下り、庄司と成る。其子孫種家の時家衰へ、西郷に移り。上西郷の南に在所の神社、大森權現の社務職と成り、大内氏に従ふ。種家六世の孫、河津與三興光の時、大内義興より給はる狀有。大森社務職事。如先證。專_ニ神役。以_ニ餘得_ニ可_レ勤_ニ仕武役_一よしの文也。興の字を給はる。興光の子新四郎隆業も、父の後をつぎ西郷に住し、天文元年、立花親貞宗像氏延が攻來りしを擊取し時、大内義隆より感狀を賜はる。是も隆の字を賜る。隆種の子新四郎隆家、宗像の臣占部尙安の婿となる。大内義隆亡て後、河津も宗像氏貞の家人となる。永祿十年、赤馬の城に出仕せし時、氏貞いかなる故にや、隆家を殺さる。其男子二人、嫡子七歳、是は占部尙安の孫なればとて、皆ゆるさる。其後此里に宗像大宮司より家人多く置たりと云。

大森權現は上西郷の南に在。宇都宮大明神、丹生、白山也。後に伊豆、箱根、三島の神を拜殿に祭る。凡六座也。故に又六社大明神と號す。此神の敷地、上西郷、下西郷、手光、津丸、久末、此五村の民はなまづ鯨魚を大森權現の使成として喰す。川に多けれどもとらず。

○禪僧玄蘇は河津新四郎隆業の子也。天文丁酉の年此里にて生る。初め聖福寺に住す。此比筑前兵亂有て、博多も焼ぬ。其亂をさけて大島に住す。國中所々に作りし詩有。又對馬に行て寓居す。秀吉公朝鮮を攻給ひし時、秀吉公の命を受て、大明に使僧に行、萬曆帝の前にて筆談す。此事中華の書にも見えたり。玄蘇の詩文の集を仙巢稿と云、昔年より印行して書肆に在り。如水君の碑をも此僧作れり。慶長十六年十月廿二日、七十五歳、對馬において寂す。

○宮地村

此村神功皇后の暫く留り給ひし舊跡と云。村の上に宮地嶽と云高山有。荒司、簾田、大石、怒山村の數

村、皆宮地の東北につらなりて山下に在。古城のあとあり。古戦場の部に詳也。

○勝 浦 桂潟水塘

名所方角抄に曰、神の異國を隨へて、かつらたけと云。山に上りてかつらとのたまふより勝浦と云と記せり。今里人の云傳ふるも、神功皇后新羅に勝て歸り、此浦に上らせ給ふ。故に勝浦と名付と云。勝浦潟は名所也。古歌有。勝浦の西に在し遠干潟なり。近世俗説に、糟屋郡那多濱及和白わしろの濱を勝浦潟と云へど、本證なくして古歌に合ず。附合せる也。昔は津屋崎より勝浦まで入海にて潮みち來り、潮干ぬれば干潟と成しが、寛文十一年、かたを開て新田八十六町と成。此外鹽濱廿六町有。皆勝浦村に屬す。其長南北廿三町有。今はなし。勝浦の上の高き山を勝浦山と云。此山に宗像大宮司卅六代氏國城址有。勝浦の水塘、當國第一の大塘也。東西四町、南北二町許也。谷々に入込で廣し。凡七谷有。勝浦濱に年守の

松原有。年守大明神の社有。此濱に百塔迎、石塔有り。昔は百有しと云。今も多し。

○海 中道

勝浦村と梅津の間の海中の道を云也。其長さ事十町許有。昔は勝浦と津屋崎との間は、皆入海成りし故、此所は兩方に海有て、海中に在る道なれば、海の中道と云る成べし。宗祇法師が指南抄に曰、海の中道、桂潟、宗像に在。桂潟は、唐坊と云所より南に行ば、遠干潟有。簀生浦よりも北なりとかけり。近世里俗、那多濱を海の中道と云説有。是本證なし。其境地似たるを以、妄に附會せし也。用べからず。

後九條内大臣

夫木廿四

秋の夜の潮干の月のかつら潟

山までつづく海の中道

此歌名寄には後京極良經の歌とす。良經の家集に無之。山迄つゞくとよめるは、勝浦嶽につゞけるにあらず。梅津の薬師山につゞけり。

○五月濱

江口村の境内に在。田島より十三町北也。昔田島の神の御旅所也。五月松原有。其所に石壇有。昔六月みなつき夏越なごしわな和儼なの祓とて、田島の神輿を、御前の濱と云所より船十二艘にのせ、五月濱に御下り、神輿を石壇の上に置奉りしと云。今は久敷絶て、其儀式なし。御前の濱とは、今の田島の東の川端也。五月五日、此所にて競馬をなす。此故に五月濱と云。宗像記に曰、五月五日、宗像家人、家々の嫡子花やかに出立て、五月濱に出て馬をのる。是を五月兒と云。家をつぐ嫡子なければ、庶子此日かげ馬をのりて、越度無き時、宗領の座に直る。是古來の風俗也。○江口村は田島川の海に流入口成る故に名付く。此川のみなと昔は深かりしかば。長政公入國し給ひし初は、水手を多く爰に置。船も多く此所に集らる。今の若松に船水手を置給へるがごとし。然るに其後、漸川口淺く成て、今は舟を繋ぐべき所に非ず。天正十四年、南蠻

の大船江口の濱に漂着す。大宮司氏貞聞て、舟の大きさを計せらるゝに、長廿八間、横廿間有。船中種々の貨物をのせ來る事、あげてかぞふべからず。印子金貳千五百錠朱砂千斤は氏貞是を取と云。

○名兒山

田島の西の方也。勝浦より田島へ越嶺也。田島の方の東の麓を名兒浦と云。昔勝浦潟より名兒山を越、田島より垂水越をして、内浦を通り、蘆屋へ行し也。是昔の上方へ行大道也。

おほなむぢ、すくな彦なの、神こそは、名付そめけん、名にのみを、名兒山と負て、こわがこひの、ちゑのひとへも、なくさまなくに。

右萬葉集六卷に、天平二年冬十一月大伴坂上郎女いらつめ發二帥家一上レ道、赴二筑前國宗像部名兒山一之時作歌一首と書り。大己貴命、少彦名命、此二神ちからを合、あめの下を作り玉ふ由、日本紀神代の卷に記し侍る故、かくよめる成べし。

○牟田尻

此村の西の山に、人の住し窟有。下より顯れ見ゆ。凡大小廿許、其南の山の谷に鳥越と云所有。冬春は、早朝に鴈鳥多く飛越す。山の草など鳥の足の泥にひたると云。鳥の山を越る筋ある故にや。

○縫殿大明神

怒山村に在、宗像神事帳にも有。里民の云傳るには、昔神功皇后新羅を征し給ふ時、舟の帆を縫し神なりと云。今其神名について思ふに、是兄媛を祭れる社歟、いぶかし。兄媛の事は、宗像三社の所に、日本紀を引て記せり。

○野坂

此所に長門の一の宮、住吉二の宮、神功皇后を宗像大宮司勸請す。一の宮、此地にては小木大明神と云。

○太平山

名殘村と鞍手郡上有木村の境成る高さかや山なり。太平山の西南に名引山有。上有木の山也。林木上に

在り。又太平山の東北に、藤原村の上のかや山、太平山より高山也。名残村昔は常世村と云。

○依 嶽

田野村に在、ひさし。依嶽大明神の社有り。

○疇 町

此町、昔はなし。民家少し有て、本木村の枝村成しが、寛永十九年、忠之公此町を立給ふ。青柳と赤馬の間馬驛なくして、其間遠ければ也。疇町の西の山に、昔は鳥の巢村有。其村を除て、民家を此所に移し、本より有し本木の枝村と一に合せて、此町を立、馬驛とし給ふ。

○本 木

疇町の南狭き谷中に在て、幽陰なる所也。八幡宮有り。佳社也。村中は川を道として上り行。川の北側に、岸の穴より出る泉有。極て清潔也。延寶八年、此地庄屋の家に、夜々怪物來りて、婦人をなやます。彼を守人多しと云へ共、皆ねぶりて覺ず。故に是を

防事あたはず。ねふりさめざるも、又是怪物のわざなり。其外村民の婦女をおかして懐胎せしめ、其子をうんで死す。其子はあやしき形なり。いか様狐狸の精ならん迎、良犬を集めてふせがせけれ共、犬恐れて近付ず。かくのごとく成事凡六年、未其形を見ず。其後貞享二年、國主より逸物の良狗を二頭庄屋に賜はる。是より彼あやしき物恐れて來らず。程へて後、一夜彼怪物來る。彼一の良狗出て、是と闘事甚し。されども、終に勝負決せずして、あやしきものは逃去ぬ。狗の鼻は、かみそりにて切たるごとく横に疵有。去れ共狗は恙なし。又一の狗は、普通には勝れたりしかどおちて出あはず。たゝかひし犬は、極て能犬なり。凡の犬とは眼目容貌替れり。是より後、終に彼怪物來らず。程經て後、此邊の獵師、山に入て狩をせしに、林中にあやしき獸有。猪鹿に非ず。狐狸に非ず。また猫狝にもあらず、いまだ見ざるけもの也。本木の民家にわざはひせし物は、是ならん

といへり。初彼妖物、村民に災をなしたる時、國君より獵師を遣はされ、ころせし怪獸もあり。

○舍利倉村

山の側に在村也。此地田圃肥饒なる事、國中第一二の上品也。

○蓑生浦 みのうき濱とも云。

福間と新宮の湊の間の浦を云。宗祇法師が指南抄にも、新宮と云所より北也。遠さ三里とかけり。順和名抄に、宗像郡に蓑生の郷有。今上西郷村に、蓑生と云枝村有。昔は此邊をすべて、蓑生の郷と云しにや。後拾遺集十八卷詞書に云、

そらごとなげき侍りける比、かたらふ人の
たえておとし侍らぬに遣しける。

馬 内 侍

後拾遺

うかりけるみのふの浦のうつせ貝

むなしき名のみ立はきよきや

懷中抄

みのふはま何かは波のよるをまつ

ひるこそかひの色も見えけれ

○渡 村 鼓島楯崎牧山

渡村は、津屋崎の向ひに在。島の如し。然共是より海の中道を通り、勝浦村に行けば、一方は陸地につづけり。無題詩集に、釋蓮禪が於ニ渡津ニ述ノ懷詩一首有。律詩也。異なる事なければ、爰に記さず。其の詩の註に、此地民屋皆枕ニ海曲ニと有。○鼓島は渡村の北に在て、海中に差出たる、少なる岩山也。其形太鼓のごとし、故に名付。○楯崎は、渡村より十町許乾の方_方に在。社あり。大楯崎權現と稱す。薬師佛も同社中に在。祭禮九月廿四日也。又小楯崎權現とて有。社はなし。神體大巖也。神功皇后此所に御上りのよし云傳ふ。又牧大明神とて有。○牧山は高風呂と云。昔の馬の牧也。

○太 禮 村

瀧の口と云所に、高さ貳間許の瀑布有。山王權現の社有。枝村の内、池浦の産神也。祭禮九月九日なり。又旗指大明神の社有。里民は、さはたり大明神と云。

當村の産神にてはなし。祭日は九月九日也。

○地 島

鐘島の西北に向へる島也。民家多し。山のかたはらに居住して。民宅狭し。島守有て番所あり。島のみ有て、水田はすくなし。此島に嚴島明神の社あり。宗像第三の神を爰に勸請して、安藝の嚴島に倣て名付し成べし。此島の西北に、白濱と云所あり。民家卅四五軒あり。大島の方に向へり。此島より鐘の御崎の間、潮干たる時は近し。あなし吹せとの鹽あひとよめるは、此間を云り。佐屋形山、向ひに近く見ゆ。此島民家の前に、石を集てつける波頭あり。風波荒き時、舟を此内に繋ぐ爲也。慶長年中、如水公築せ給ふ。其後破損せしを、元和四年三月十一日、長政公再つかしめ給ふ。高橋伊豆匡順奉行せり。其後日を経て功を成せり。

筑前國續風土記卷之十七終